

第14編 街路事業 編
第1章 街路事業

現 行	改 定
<p>第1節 街路事業の概要 ページ：14-1-4 3) 調査及び事業化の検討 街路事業を実施するためには、地方公共団体が県・市のまちづくりに関する上位計画や都市計画道路整備プログラムとの調整を図りつつ、事業の検討を行う。必要に応じて交通調査費補助における歴史的環境整備街路事業調査(身近な街づくり支援街路事業に活用)、連続立体交差事業調査等を活用し、具体的な整備計画の策定のための調査を進める必要がある。</p>	<p>ページ：14-1-4 3) 調査及び事業化の検討 街路事業を実施するためには、地方公共団体が県・市のまちづくりに関する上位計画や都市計画道路整備プログラムとの調整を図りつつ、事業の検討を行う。必要に応じて交通調査費補助における歴史的環境整備街路事業調査(身近な街づくり支援街路事業に活用)、連続立体交差事業調査等を活用し、具体的な整備計画の策定のための調査を進める必要がある。</p>
<p>ページ：14-1-4 6) 街路事業の執行手続き(交付申請、変更申請、完了実績等) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」および「都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領」(平成13年6月27日付国土交通省都市・地域整備局長通達)等に基づき、補助金交付に関する申請等街路事業の執行に関する事務を実施する。</p>	<p>ページ：14-1-4 6) 街路事業の執行手続き(交付申請、変更申請、完了実績等) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」および「都市局所管国庫補助金交付申請等要領」(平成13年6月27日付国土交通省都市・地域整備局長通達)等に基づき、補助金交付に関する申請等街路事業の執行に関する事務を実施する。</p>